

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団共催事業実施要綱

平成22年11月15日一部改正
22ACC発第223号
(事務局長決定)
平成29年3月3日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区における芸術文化振興を図るために、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「甲」という。）が、他の団体等（以下「共催団体」という。）の実施する事業を共同で主催すること（以下「共催事業」という。）について必要な事項を定める。

(共催団体)

第2条 共催団体（個人又は法人格を有しない団体を含む。以下「乙」という。）は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 乙の目的及び事業が、荒川区の芸術文化振興に寄与するものであること
- (2) 乙の目的及び事業が、政治的、宗教的関わりのないこと

(共催事業)

第3条 共催事業は、乙が実施する事業で、荒川区芸術文化共催事業（「荒川区芸術文化事業共催要綱」により実施する事業に限る。）に該当し、次の各号を満たすものとする。

- (1) 事業が、主として荒川区民を対象としたもので、共催することにより次のアからエのいずれかが期待できるものであること
 - ア 区民参加型事業（区民・区民団体が創り育てる芸術文化活動等）で、その充実が図れるもの
 - イ 区内の芸術家や若手芸術家の育成に取り組み、区の将来の芸術振興につながるもの
 - ウ 未来の芸術文化を担う子どもたちや芸術文化に触れる機会が少ない高齢者や障がい者の施設等でのアウトリーチ活動
 - エ 身近な場所で低廉な料金で質の高い芸術文化に触れる機会を提供するもの
- (2) 事業の目的が、甲の定款第3条の趣旨に合致しているものであること

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めたもの
(事業共催の方法)

第4条 甲は共催事業について、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙がポスター・チラシ等に、甲が共同で主催する旨を表記することを承認する
- (2) 甲の承認した事業については、「ほっとタウン」に、掲載することができる
- (3) 公演を実施する上で必要な会場の確保等の支援をすることができる
- (4) チケットの販売の支援をすることができる
- (5) 甲は、予算の範囲内で、次のアからウについて事業経費を負担することができる
 - ア 公演日に要する会場使用料の一部又は全額
 - イ 公演日に要する附帯設備使用料の一部又は全額（甲が提供する会場の附帯設備に限る）
 - ウ その他、理事長が特別に必要と認めた経費なお、甲が経費負担を伴う事業については、同一年度内に一事業とする。ただし、理事長が特に認めたものについてはこの限りではない。

（事業を共催するにあたって）

第5条 乙は、甲の共催を受けるにあたって次の各項を満たすものとする

- (1) ACC友の会割引を設定すること
- (2) 広く一般を対象とする事業については、区民割引等の区民サービスに配慮すること

（事業の取消し）

第6条 甲の共催事業として、相応しくない行為等があった場合には、承認を取消すことができる。

（共催の相談）

第7条 乙は甲に共催を申請するにあたって、事前に相談をしなければならない。相談期限は、翌年度実施事業については当該年度の6月末日までに、当該年度実施においては、その年の10月末日までとする。なお、ここでいう当該年度とは、毎年4月1日から翌年3月末日までをいう。

（共催申請）

第8条 共催事業の申請を希望する団体は、共催申請書（別紙1）に、次に掲げる書類を添付し甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体に関する資料
 - ア 規約及び役員名簿
 - イ 過去の事業実績

ウ その他理事長が必要とする資料
(共催決定及び通知)

第9条 共催事業は、第8条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を共催事業を希望する団体へ通知(別紙2)する。

(事業共催覚書)

第10条 共催事業の実施にあたっては、甲と乙との間で覚書(別紙3)を取り交わすものとする。

(事業報告書)

第11条 乙は、事業終了後、速やかに甲に報告書(別紙4)を提出するものとする。

(その他)

第12条 共催事業等に変更があった場合は、乙は、直ちに変更の届出をするものとする。また、共催事業を中止する場合は、承認取消申請書(別紙5)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から適用する。

なお、平成22年11月14日以前に承認された共催事業についてはこの要綱の適用外とする。

附 則

この要綱の改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年4月1日から適用する。